

北九州市教育委員会における共催及び後援名義の使用承諾基準

(目的)

第1条 この基準は、北九州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、教育、生涯学習、文化、スポーツ等に関わりのある各種事業に対して、当該事業の主催者の申請に基づき、共催及び後援（以下「共催等」という。）名義の使用承諾を行う範囲等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 教育委員会が事業の企画、運営に参加し、また当該事業の経費の一部を負担するなど、当該事業の実施についてその一部を分担することをいう。
- (2) 後援 教育委員会として、当該事業の実施が、教育、生涯学習、文化、スポーツ等の振興に寄与すると認めることをいう。

(事業の主催者)

第3条 教育委員会が共催等名義の使用承諾を行う事業の主催者は、国、公共団体、公共的団体及びこれに準ずる団体並びに報道機関等公共性のある企業で、定款、事務局、役員組織及び経理機構等が整備されているものとする。

2 前項の規定に関わらず、事業内容について教育委員会が特に適当と認めるものについては、共催等名義の使用承諾を行うことができる。

(承諾基準)

第4条 教育委員会が共催等名義の使用承諾を行う事業は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 教育委員会が共催名義の使用承諾を行う事業は、次のいずれかに該当するもので、原則として全市を対象として行われる事業でなければならない。
 - ア 教育委員会が当該事業に対して、経費（補助金を含む）を負担している事業。
 - イ 教育委員会が当該事業の企画運営に参加する事業。
- (2) 教育委員会が後援名義の使用承諾を行う事業は、次のいずれかに該当するものでなければならない。
 - ア 教育委員会が当該事業に対して、経費（補助金を含む）を負担している事業。
 - イ 市内で開催される事業のうち、次の主催者が行うもの。

- (ア) 国及び地方公共団体
- (イ) 国及び地方公共団体が構成員に含まれる団体
- (ウ) 公共的団体

ウ 本市における教育、生涯学習、文化、スポーツ等の振興に寄与すると認める事業。

2 前項の規定に関わらず、教育委員会が特に必要であると認めるものについては、共催等名義の使用承諾を行うことができる。

(教育機関の行う共催等)

第5条 学校その他の教育機関(北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2に掲げる施設)(以下「教育機関」という。)は、前条の規定に準じ、当該教育機関名をもって共催等を行うことができる。

(共催等名義の使用承諾を行わない事業)

第6条 第4条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、共催等名義の使用承諾を行わないものとする。

- (1) 特定の政党、宗教又は公の選挙の候補者の支持に関係のある事業。
- (2) 営利を目的とした事業。ただし、報道機関等公共性のある企業が行う事業のうち公共性があるものについては、この限りではない。
- (3) 暴力団又は暴力団員、並びにこれらと密接な関係を有するなどの反社会的勢力等に該当するものが行う事業。
- (4) 反社会的勢力を利することとなる、又は反社会的勢力が運営に関与し、資金を提供し、便宜等を供与することが認められる事業。
- (5) 前4号の事業のほか、本市において共催等名義の使用承諾を行うことが不相当と認められる事業。

2 共催等名義の使用承諾の申請若しくは事業の実施について偽りのあったとき又は関係法令に違反したときは、共催等名義の使用承諾を取り消すことができるとともに、以後共催等名義の使用承諾を行わないことができる。

3 前項の場合において、教育委員会が共催等名義の使用承諾を取り消した場合に損害が生じて、教育委員会は賠償の責めを負わないものとする。

(申請要領)

第7条 教育委員会に対して、共催等名義の使用承諾を申請しようとする者は、原則、事業実施日の1ヶ月前までに共催・後援名義使用承諾申請書(様式1)に次に掲げる書類を添付し提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は実施要綱
- (2) 主催者概要、収支予算書（参考様式1、2）
- (3) 団体等役員一覧表（様式2）
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

2 前項の様式については、同様の内容を記載した任意の文書をもって代えることができる。

（共催等名義の使用承諾）

第8条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請が第4条に掲げる要件に適合すると認められるときは、共催等名義の使用承諾を行うものとする。

2 教育委員会は、共催等名義の使用承諾にあたり、必要と認める場合は、条件を付すことができる。

3 共催等名義の使用承諾の決定についての決裁区分は、別表のとおりとする。

（決定の通知）

第9条 教育委員会が共催等名義の使用承諾を行う若しくは行わないことを決定したときは、承諾を行う場合は、共催・後援名義使用承諾通知書（様式3）、承諾を行わない場合は、共催・後援名義使用不承諾通知書（様式4）によって、当該申請者に通知する。

（承諾内容の変更）

第10条 共催等名義の使用承諾を受けた者が、前条の承諾通知書に記載した事項について変更しようとする場合は、速やかに共催・後援名義使用変更承諾申請書（様式5）に関係書類を添えて提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは、変更の承諾を行い、共催・後援名義使用変更承諾通知書（様式6）によって、当該申請者に通知する。

（事業報告）

第11条 共催等名義の使用承諾を受けた事業の主催者は、当該事業が完了したとき、事業完了後1ヶ月以内に事業報告書（参考様式3）を教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第12条 この基準の運用にあたり必要な事項は、教育委員会において別に定める。

付 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和2年11月1日から施行する。

別表 決裁区分

専決事項	決裁区分	備考
重要な講演会、研究会その他これらに類するもの	教育次長	第3条第2項及び第4条第2項適用事業を含む。ただし定例的なものは除く。
講演会、研究会、その他これらに類するもの	部長	
定例的な講演会、研究会、その他するもの	課長	